

議案第 29 号

平成 30 年度二宮町後期高齢者医療特別会計予算

平成 30 年度二宮町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 888,924 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、30,000 千円と定める。

平成 30 年 2 月 27 日提出

二宮町長 村田 邦子

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		454,483
	1 後期高齢者医療保険料	454,483
2 繰入金		410,761
	1 他会計繰入金	410,761
3 繰越金		1,500
	1 繰越金	1,500
4 諸収入		22,180
	1 延滞金・加算金及び過料	100
	2 償還金及び還付加算金	1,050
	3 預金利子	1
	4 雑入	21,029
歳入	合計	888,924

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		10,361
	1 総務管理費	8,506
	2 徴収費	1,855
2 後期高齢者医療広域連合納付金		849,974
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	849,974
3 保健事業費		26,038
	1 健康保持増進事業費	26,038
4 公債費		37
	1 公債費	37
5 諸支出金		1,051
	1 償還金及び還付加算金	1,050
	2 繰出金	1
6 予備費		1,463
	1 予備費	1,463
歳 出	合 計	888,924